

基礎研 レポート

IFRS 第 17 号(保険契約) を巡る動向について 2023 －欧州大手保険グループの開示の 状況と FRC のレビュー－

保険研究部 研究理事 中村 亮一
TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1－はじめに

保険契約のための新たな国際的な会計基準である「IFRS 第 17 号 (保険契約)」については、2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用開始となっている。

IFRS 第 17 号に関しては、これまでも何回かのレポートで報告してきた。2022 年には、基礎研レポート「[IFRS 第 17 号\(保険契約\)を巡る動向について－欧州大手保険グループの対応状況－](#)」

(2022.10.4) で、欧州大手保険グループが 2022 年 8 月に公表した 2022 年上半期報告時の資料等において説明している、IFRS 第 17 号の適用方針や取組状況等の概要について報告した。さらに基礎研レポート「[IFRS 第 17 号\(保険契約\)を巡る動向について－欧州大手保険グループの対応状況 \(その 2\)](#)」

(2022.12.16) で、欧州大手保険グループが、2022 年 11 月から 12 月にかけて、2022 年第 3 四半期報告時や投資家やアナリスト向けの説明会等において、IFRS 第 17 号及び IFRS 第 9 号 (金融商品) の適用による影響度等を開示したことから、この概要について報告した。加えて、基礎研レポート「[IFRS 第 17 号\(保険契約\)を巡る動向について－カナダの大手生命保険グループの対応状況－](#)」(2022.10.17) で、カナダの大手生命保険グループによる IFRS 第 17 号の情報開示を巡る動向について報告した。

2023 年に入ってから、実際にこれらの公表資料で表明された方針等に基づいた数値が、各保険グループから、第 1 四半期ないしは第 2 四半期決算の発表時に公表されてきている。

これに対して、これらの公表時における IFRS 第 17 号に関する開示内容等については、各種の意見も表明されてきている。その中でも、英国の FRC (財務報告審議会) は、2023 年 11 月 15 日に、英国の 10 社の中間財務諸表を検討して、「IFRS 第 17 号の会社の初期適用に関するテーマ別レビュー」を公表¹している。

今回のレポートでは、欧州大手保険グループ 5 社 (AXA、Allianz、Generali、Aviva、Zurich) の 2023 年上半期報告における IFRS 第 17 号の開示情報の中から、関係者の関心が高いと思われる、割

¹ <https://www.frc.org.uk/news-and-events/news/2023/11/frc-publishes-review-of-companies-ifs-17-disclosures/>

引率やリスク調整等の項目の記述内容について報告する。併せて、FRCによるレビューの概要について報告する。なお、以下の報告やレビューからの記述は、筆者の理解等による翻訳に基づいている。

2—IFRS 第 17 号の開示—欧州大手保険 G の状況—

ここでは、欧州大手保険グループの IFRS 第 17 号の開示情報の中から、関係者の関心が高いと思われる、割引率やリスク調整等の項目の記述内容について報告する（ただし、AXA については、代表的なケースとして、「IFRS 第 17 号の適用による主な変更点」についての記載も引用している）。

以下の 1 から 5 の各社の内容は、各社の 2023 年上半期の決算報告書の記述からの抜粋（筆者による翻訳に基づく）である。

1 | AXA

IFRS 第 17 号の適用による主な変更点

IFRS 第 4 号と比較しての保険契約の測定における主な変更点は、次の通りである。

- IFRS 第 17 号に基づく技術的負債には、現在は全て割引かれている。（フォワードルッキングで市場整合的な）将来キャッシュ・フローの最良推定現在価値が含まれる。
- IFRS 第 17 号に基づく非金融リスクに係るリスク調整（RA）の認識（2022 年 1 月 1 日現在、再保険控除後で 32 億 4,000 万ユーロ）。これは、保険契約の履行に伴う非金融リスクから生じる将来のキャッシュ・フローの金額とタイミングに関する不確実性を負担するために AXA が必要とする補償を反映している。この点において、当グループは、62.5～67.5 パーセントの範囲が、基礎となる保険負債に対する十分に保守的な水準であると考えている。
- CSM（契約上のサービスマージン）の導入（2022 年 1 月 1 日現在、再保険控除後 335 億 8,800 万ユーロ）は、大きな変更であり、CSM は、不利でない契約の株主に帰属する推定将来利益の現在価値を表し、AXA が保険契約者にサービスを提供するにつれて、契約の保障期間にわたって損益計算書を通じて解放される。
- IFRS 第 4 号に基づいて負債十分性テストが実施されたレベルと比較して、IFRS 第 17 号に基づく契約の集計レベルはより細分化されているため、より多くの契約が不利なものとして特定され、不利な契約による損失が損益としてより早く認識される。

IFRS 第 17 号は、特定の保険契約の基礎となる収益性を変更せず、契約期間中の収益認識パターンのみを変更する。

IFRS 第 17 号を適用した結果、直接参加型契約（有配当契約）に関連する基礎項目の未実現譲渡損益の株主持分は、従来の会計処理の枠組みの下での資本ではなく CSM で認識される。

割引率

AXA は、IFRS 第 17 号の要件と一致し、契約の範囲内で将来のキャッシュ・フローの見積りを割り引くために使用される「IFRS 第 17 号イールドカーブ」の調整と生成のためのグループ方法論を定義し、全ての AXA 事業体に均一に適用した。

基準がイールドカーブを決定するための特定の推定手法を課していない場合、AXA は、EEV 及びソルベンシー II の枠組みで長年にわたって広く使用されてきたボトムアップ・アプローチを採用することを選択した。

このアプローチは、殆どの通貨についてはスワップ、その他の通貨については国債に基づく基本リスクフリーレート (RFR) を使用することで構成されており、その際に観察された非流動性の報酬を反映するために、十分な取引債券が存在する最長の満期を意味する、最終流動点 (LLP) まで、流動性プレミアム (LP) の引当を加算することで調整される。過去の実質金利の平均と中央銀行の目標インフレ率の合計としてマクロ経済的に定義される終局フォワードレート (UFR) も考慮される。LLP と UFR の間の割引率は補外によって得られる。

AXA が主要通貨に対して使用するイールドカーブは、注記 7.5²にまとめられている。

当グループは、OCI (その他の包括利益) を通じて割引率の変更の影響を認識できるように、全ての保険契約ポートフォリオに「OCI オプション」を適用することを選択した。

非金融リスクに係るリスク調整 (RA)

リスク調整の測定は、AXA が保険契約を履行する際に非金融リスクから生じる将来のキャッシュ・フローの額とタイミングに関する不確実性を負担するために AXA が必要とする報酬を反映している。この点において、当グループは、62.5~67.5 パーセントの範囲が、基礎となる保険負債に対する十分に保守的な水準であると考えている。

リスク調整の決定は、準備金のリスク要因を考慮して維持された信頼水準を反映する、VaR (バリュー・アット・リスク) 型のアプローチに従う。VaR は、特定の信頼水準内の最大損失である。生命保険&貯蓄保険と損害保険は実施が若干異なる。生命保険&貯蓄保険の場合、まず契約グループにリスク要因ごとに、保持された信頼水準までショックを与え、将来キャッシュ・フローの現在価値の変化を評価する。次に、リスク間の相関係数を適用することによって、企業のポートフォリオに暗黙的に含まれるリスク間の分散効果が考慮される。損害保険については、発生保険金に対する負債については、保持された信頼水準を反映した直接的な VaR 計算が引当金の完全な確率分布に適用される。最後に、AXA 事業体間の分散効果が、同じリスクがグループの全ての事業体に同時に影響を与える可能性は低いという事実を反映するために考慮される。

非金融リスクに係るリスク調整の変化は、保険サービスの結果に表示される (つまり、保険サービスのコンポーネントと保険財務のコンポーネントに分類されない)。

2 | Allianz

割引

IFRS 第 17 号によれば、将来のキャッシュ・フローは全て割り引かれなければならない。割引に使用される金利曲線に関する IFRS 第 17 号の要件は原則に基づいている。企業は、金利曲線を決定す

² 主要通貨の主要満期における割引率が公表されている。なお、2023 年 6 月末のユーロの値を「7 | 5 社の実際の適用割引率と記述のまとめ (概要)」に記載している。

る際に保険債務の非流動性を反映するために、リスクフリー基本曲線とポートフォリオ固有の調整に基づく観察可能な市場データを使用する必要がある。Allianz Group はボトムアップ・アプローチを採用しており、基本リスクフリーの流動性イールドカーブは通常、特定の通貨のスワップレート又は国債利回りから導き出され、残余信用リスクに応じて調整される。これらのリスクフリー流動性イールドカーブは、参照ポートフォリオに基づいて基礎となる保険負債の非流動性を反映するように調整される。有配当契約の場合、参照ポートフォリオは自社の資産を反映し、無配当契約の場合は通貨固有のポートフォリオとなる。

以下の表³は、主要通貨の保険契約のキャッシュ・フローを割引くために使用される連続複利率を示している。

非金融リスクに係るリスク調整

リスク調整は、企業が非金融リスク、即ち金融リスクから生じる不確実性以外の保険契約から生じるキャッシュ・フローの不確実性、を負担するために必要とする補償を反映する。このような非金融リスクには、保険リスク、解約及び経費リスクが含まれる。IFRS 第 17 号は、リスク調整を決定するための特定のアプローチを規定していない。Allianz は、ソルベンシー II に基づく資本コストアプローチを適用しており、資本コスト率は現在 6% である。開示に関する主な違いは、IFRS 第 17 号では、全体と出再契約の非金融リスクに係るリスク調整を個別に表示することと、LRC（残存補償債務）と LIC（既発生保険金債務）の分割を要求していることにある。主な評価差異は、ソルベンシー II のリスクマージンでは認められていない個別事業体のリスク調整におけるグループ子会社間の分散の反映、リスク調整におけるオペレーショナルリスクの除外、割引の差異、及びリスク調整の対象外となる金融リスクとの相互影響に対処するためのリスクインプットの平滑化にある。

損害保険に対する LIC のリスク調整は、65%～70%の信頼水準に対応しており、生命/健康に対する LRC のリスク調整は、72%～77%の信頼水準に対応している。損害保険の信頼水準と生命/健康の信頼水準は両方とも、(該当する場合) ソルベンシー II と整合的な分布前提に基づいて計算される。損害保険の場合、これは、LIC のリスク調整を計算する資本コストアプローチで使用されるソルベンシー II の 1 年ビューの基礎となる終局分布に基づいており、グループレベルで分散効果を反映して集計される。同様に、生命/健康の終局分布は、LRC のリスク調整の計算に資本コストアプローチで使用されるソルベンシー II の 1 年ビューに基づいて推定され、企業ごとに最終期間まで予測され、グループレベルで分散効果を反映して集計される。損害保険と生命/健康のそれぞれについて、信頼水準は、グループの終局分布における再保険リスク調整を差し引いたグループのクォンタイル（分位数）として導かれる。

³ 表はここでは省略している。なお、2023 年 6 月末のユーロの値を「7 | 5 社の実際の適用割引率と記述のまとめ（概要）」に記載している。

貨幣の時間価値

IFRS 第 17 号は、貨幣の時間的価値及びキャッシュ・フローに関連する金融リスクがキャッシュ・フローの見積りにまだ含まれていない限りにおいて、それを反映させるために予想キャッシュ・フローの見積りを調整することを要求している。

この原則が規定する市場整合的なアプローチを遵守すべく、当グループは、保険契約及び再保険契約に適用する割引率を定義するために、適切な場合にはソルベンシー II の枠組みと整合的なボトムアップ・アプローチを適用する。詳しくは、IFRS 第 17 号については、市場整合性の要件を満たすために、有配当契約と無配当契約の両方について、リスク中立的なアプローチを適用するというのが当グループのポジションである。この観点から、IFRS 第 17 号割引曲線は、ポートフォリオの各通貨について、以下の合計として決定される。

- ・ リスクフリー基本曲線
- ・ 非流動性プレミアムの調整（いわゆる IFRS 第 17 号調整）

リスクフリー基本曲線に関しては、このアプローチはパラメタリゼーションと現行のソルベンシー II の手法に沿ったものである。特に、同じ補外アルゴリズム（即ち、スミス・ウィルソン法）が適用され、全ての通貨について同じ収束率（即ち、UFR）が使用されている。

IFRS 第 17 号の調整を決定するために、参照資産ポートフォリオの平均スプレッドを考慮し、信用リスクの構成要素（即ち、リスク補正）及び負債のポートフォリオに対する裏付け資産のキャッシュ・フローの潜在的な不整合の影響を除外するように調整する。特に

- ・ GMM と PAA の契約については、同じソルベンシー II 調整（即ち、ボラティリティ調整）が用いられる。
- ・ VFA 契約の非流動性プレミアムの調整は、生命保険契約をより適切に経済的に表示し、市場スプレッドの変動により貸借対照表及び損益計算書に人為的な変動を生じさせないようにするため、各社ごとに調整される。VFA 契約の非流動性プレミアムは、以下の事業体固有の特性に基づいている。
 1. 資産構成（ソルベンシー II で考慮されている EIOPA 基準ポートフォリオの代替）
 2. 資産と負債のマッチングをよりよく反映させることを目的としたデュレーション・レシオ（ソルベンシー II で要求される 65%の代替）。

「割引率」の項には、当グループが事業を展開している主要市場のゼロ・クーポンの割引率に関する詳細が、VFA と VFA 以外のポートフォリオに分けて記載されている。

リスク調整

リスク調整（RA）は、非金融リスクから生じるキャッシュ・フローの額と時期について企業が負担する不確実性を捕捉する保険負債の構成要素に相当する。リスク調整を評価するにあたり、当グループは以下のリスクの範囲を考慮する。

- ・ 生命保険及び医療保険の引受リスク（死亡率及び死亡率カタストロフィ、長寿、解約、罹患等）
- ・ 損害保険引受リスク（即ち、保険料リスク及び準備金リスク、解約リスク及び CAT リスク）
- ・ 経費リスク

グループ RA は、事業体レベルのリスク分散のみを反映しており、異なる事業体間及び生命保険・損害保険セグメント間の分散によるベネフィットは反映されていない。

リスクマージンを定量化するために資本コスト法が適用されるソルベンシー II の枠組みとは異なり、IFRS 第 17 号はリスク調整を計算するための特定の方法を規定していない。この観点から、当グループは RA を PVFCF（将来キャッシュ・フローの現在価値）の確率分布の 75 パーセンタイルにおける VaR と定義し、ソルベンシー II 内部モデル用に開発された方法論と計算モデルを活用している。したがって、基礎となるショックの較正については、いわゆる「1 年ビュー」を用いており、いずれにせよ、キャッシュ・フロー予測全体に適用している。

比較のため、「1 年」アプローチを採用している当グループが適用している 75 パーセンタイルは、グループレベルでは「終局」ビューに基づいて決定された以下のパーセンタイル、即ち、負債のデュレーションと整合的な、複数年のホライズンにおけるキャッシュ・フローのボラティリティを反映したリスク分布を考慮して決定されたパーセンタイル、と同等であると推定されることに留意されたい。

- ・生命保険セグメントに対しては 60 パーセンタイルー将来キャッシュ・フローが正規分布していると仮定した場合
- ・損害保険セグメントに対しては 70 パーセンタイルー損害保険引受リスクの「終局」分布から導かれる。

4 | Aviva

(e) 将来キャッシュ・フローの見積り

iii. 金融上の前提

割引率

将来キャッシュ・フローの見積りには割引が適用される。当グループは、年金を除く全ての生命保険・損害保険契約について、ボトムアップ割引率を採用している。年金については、年金債務の特性をより適切に反映させるため、トップダウン割引率を採用している。その他、損失リスクのある契約や、キャッシュ・フローが原資産のパフォーマンスに依存する契約（ユニットリンク型、利益連動型等）については、ボトムアップ方式を採用することにより、判断の手間を少なくすることができる。

トップダウン割引率

割引率は、負債の特性を反映した適切な基準ポートフォリオの公正価値に暗黙的に含まれる利回りから決定される。基準ポートフォリオと負債のキャッシュ・フローの差異について調整が行われており、これには、市場参加者が信用リスクに対して必要とする報酬を反映したデフォルト引当金が含まれる。

年金契約の CSM は、契約の初期認識時に新契約のために発生すると予想される資産に基づくロックイン割引率を使用して測定される。その後の履行キャッシュ・フローの測定では、参照ポートフォリオは、負債のポートフォリオに一致するように保有される資産に基づいている。最近引き受けられた契約については、適切な資産がまだ調達されていない負債に対して調整が行われる。

ボトムアップ割引率

割引率は、リスクフリー利回りの算出に用いた金融資産と負債キャッシュ・フローとの流動性特性の差異（非流動性プレミアム）を調整したリスクフリー利回りとして決定される。

非流動性プレミアムは、カバードボンドのインデックスにおけるリスクフリー利回りに対する現在のスプレッドの割合として決定される。適用される割合は、契約者が契約を失効又は解約する傾向と能力を含む負債の流動性特性を反映している。例えば、解約が不可能なストラクチャード・セツルメント（定期償還年金等）の場合は 100%、契約者が通常はユニット価格の契約を即時に解約できるユニットリンク契約の場合は 0%である。その他の契約については、中間の割合が適用される。

インフレ想定

将来のインフレ想定は、契約上インフレ指数に連動する契約者給付又は外部委託維持費用に適用される場合、金融上の想定として扱われる。

金融前提の変動の表示

当グループは、金融上の想定変更の影響について、CSM を調整する VFA 契約の変動手数料の変更に係るものを除き、損益計算書上で認識している。

(f) リスク調整

リスク調整は、非金融リスクから生じる将来のキャッシュ・フローの額及び時期に関する不確実性を受け入れるために当グループが必要とする補償を反映している。リスク調整の計算は、非金融リスクのソルベンシー II の観点を活用し、保険期間全体のビューを考慮し、リスク間の分散を含め、当グループの価格設定及び資本配分の枠組みに合わせて調整される。

現在又は過去のサービスに関連するリスク調整の変化は、損益計算書の保険収益に認識される。GMM 及び PAA 契約のリスク調整の割引の影響は、分割され、保険契約からの純金融費用に認識される。

5 | Zurich

割引率

当グループは、発行した保険契約及び保有する再保険契約の殆どのグループについてボトムアップ割引率を適用している。ボトムアップ割引率は、リスクフリーレートに加え、該当する場合には非流動性プレミアムを用いて構築される。

リスクフリーレートは、(再) 保険契約グループの基礎となるキャッシュ・フローの通貨における市場金利（スワップレート又は流動性の高いソブリン証券の利回り）を参照して決定される。キャッシュ・フローの予想時期が各通貨のイールドカーブの流動性の高い部分（最終流動性点）を超えるときはいつでも、リスクフリーレートは、広く受け入れられている外挿技術（スミス・ウィルソン・アルゴリズム）を用いて、長期金利（UFR）に収束するように外挿される。非流動性プレミアムは、非流動性金融商品（社債等）の観察可能な市場スプレッドを参照して決定され、信用リスクを除去するために適切に補正される。

非金融リスクに係るリスク調整

非金融リスクに係るリスク調整とは、非金融リスク（保険リスク及び解約リスクなどその他の非金

融リスク)に起因する保険契約グループのキャッシュ・フローの額と時期に関する不確実性を負担するために、当グループが必要とする補償のことである。リスク調整とは、当グループが、非金融リスクから発生する可能性のある結果の範囲を持つ負債を履行することと、保険契約と同じ期待現在価値を持つ固定キャッシュ・フローを生み出す負債を履行すること、との間で無関心であるために必要となる補償を反映した、将来キャッシュ・フローの見積りに対する明示的な調整である。

当グループは、当グループの目標スイス・ソルベンシー・テスト (SST) 比率に基づき、継続事業ベースで事業を継続するために必要な資本の水準に関する当グループの内部見解を考慮し、信頼水準法を用いてリスク調整額を見積もる。リスク調整は、定義された目標信頼水準における VaR から、将来キャッシュ・フローの分布のシミュレーションを用いて将来キャッシュ・フローの期待値を差し引いたものとして調整される。この分布は、IFRS 第 17 号のリスク調整の異なる目的を考慮して若干の修正を加えた上で、SST の枠組みとモデルに基づいている。

長期の (主に生命) (再) 保険契約と短期の (主に損害) (再) 保険契約のキャッシュ・フロー分布には、それぞれ別の目標信頼水準が適用される。信頼水準は以下の範囲内にある。保険期間の短い (再) 保険契約については 74~79%、保険期間の長い (再) 保険契約については 90~95% である。

当グループが使用している内部資本モデルに従い、これらの範囲は外部再保険を控除したベースで定義されている。保有する再保険契約のリスク調整は、発行する保険契約のリスク調整と整合的に決定される。

当グループは、非金融リスクに係るリスク調整額の変動を、保険サービスの結果と保険金融収益又は保険金融費用の間で、また後者については損益とその他の包括利益の間で区分しており、割引率の変動に起因するリスク調整額の変動はその他の包括利益に表示される。

6 | 5 社の記述内容のまとめ (概要)

欧州大手保険グループ 5 社の記述内容をまとめると、次ページの図表の通りとなっている。

項目によって、各社の記述内容の粒度は異なっているが、ポイントは概ね以下の通りとなっている。

割引率については、基本的には各社とも、ソルベンシー II の枠組みと統合的なボトムアップ・アプローチを採用している。一部、Aviva の年金のように、商品の特性上、トップダウンアプローチを使用しているケースもある。

非流動性プレミアムの設定においては、ソルベンシー II で設定されているものとは異なり、参照ポートフォリオ等において各社固有の資産の特性を反映して設定している。

非金融リスクに係るリスク調整の算出については、ソルベンシー II の資本コスト法による場合やソルベンシー II の内部モデル用に開発された方法論と計算モデルを活用して VaR で算出している等、各社によって異なっている。また、結果としてのリスク調整の信頼水準についても、60% から 95% と異なっている。さらには生命保険と損害保険では異なる信頼水準を採用していたりする。

欧州大手5グループの社IFRS第17号の適用に関する開示状況（割引率とリスク調整）（まとめ）

| グループ | 割引率 | リスク調整 |
|----------|---|--|
| AXA | EEV 及びソルベンシー II の枠組みで長年にわたって広く使用されてきたボトムアップ・アプローチを採用 | 基礎となる保険負債に対する十分な保守的水準として、62.5～67.5パーセントの範囲を設定 |
| Allianz | ボトムアップ・アプローチを採用 リスクフリー流動性イールドカーブは、参照ポートフォリオに基づいて基礎となる保険負債の非流動性を反映するように調整されるが、有配当契約の場合、参照ポートフォリオは自社の資産を反映し、無配当契約の場合、通貨固有のポートフォリオとなる。 | ソルベンシー II に基づく資本コストアプローチを適用し、資本コスト率は現在 6%（ただし、評価や開示の表示はソルベンシー II とは異なる） 損害保険に対する LIC のリスク調整は、65%～70%の信頼水準、生命/健康に対する LRC のリスク調整は、72%～77%の信頼水準、に対応 |
| Generali | 適切な場合にはソルベンシー II の枠組みと整合的なボトムアップ・アプローチを適用 IFRS第17号については、市場整合性の要件を満たすために、有配当契約と無配当契約の両方について、リスク中立的なアプローチを適用 ・GMMとPAAの契約については、同じソルベンシー II 調整（即ち、ボラティリティ調整）を使用 ・VFA契約の非流動性プレミアムは、事業体固有の特性（1. 資産構成（ソルベンシー II で考慮されている EIOPA基準ポートフォリオの代替）、2. 資産と負債のマッチングをよりよく反映させることを目的としたデュレーション・レシオ（ソルベンシー II で要求される65%の代替））に基づく。 | PVFCF（将来キャッシュ・フローの現在価値）の確率分布の75パーセントにおけるVaRと定義し、ソルベンシー II 内部モデル用に開発された方法論と計算モデルを活用 「1年ビュー」アプローチで採用している75パーセントは、グループレベルの「終局」ビューに基づいて決定された以下のパーセントに相当 ・生命保険セグメントは60パーセント（将来キャッシュ・フローが正規分布していると仮定した場合） ・損害保険セグメントは70パーセント（損害保険引受リスクの「終局」分布による） |
| Aviva | 年金については、年金債務の特性をより適切に反映させるため、トップダウン割引率を採用（参照ポートフォリオは、負債のポートフォリオに一致するように保有される資産に基づく）。 年金を除く全ての生命保険・損害保険契約については、ボトムアップ割引率を採用（非流動性プレミアムは、カバードボンドのインデックスにおけるリスクフリー利回りに対する現在のスプレッドの割合として決定。適用割合は、契約者が契約を失効又は解約する傾向と能力を含む負債の流動性特性を反映） | 非金融リスクのソルベンシー II の観点を活用し、保険期間全体のビューを考慮し、リスク間の分散を含め、当グループの価格設定及び資本配分の枠組みに合わせて調整 |
| Zurich | 殆どの保険契約グループについて、ボトムアップ割引率を適用 | 定義された目標信頼水準におけるVaRから、将来キャッシュ・フローの分布のシミュレーションを用いて将来キャッシュ・フローの期待値を差し引いたものとして調整。分布は、IFRS第17号のリスク調整の異なる目的を考慮して若干の修正を加えた上で、SSTの枠組みとモデルに基づく。 目標信頼水準は、保険期間の短い（再）保険契約については74～79%、保険期間の長い（再）保険契約については90～95%。 |

7 | 5社の実際の適用割引率と記述のまとめ（概要）

欧州大手保険グループ5社の実際の割引率は、2023年6月末では、以下のようになっている。

将来キャッシュフローの割引率（ユーロ）2023年6月末

| 経過年 | AXA | Allianz | Generali | Aviva | Zurich |
|-----|------|-------------|----------|-------|--------|
| 1 | 4.4% | 4.13%~4.57% | 4.19% | 4.0% | 4.09% |
| 2 | 4.1% | — | 3.98% | — | — |
| 3 | 3.9% | — | 3.71% | — | — |
| 5 | 3.5% | 3.31%~3.75% | 3.34% | 3.1% | 3.24% |
| 10 | 3.2% | 3.07%~3.51% | 3.09% | 2.9% | 2.98% |
| 15 | 3.2% | — | 3.03% | 2.8% | — |
| 20 | 3.0% | 2.85%~3.30% | 2.87% | 2.7% | 2.76% |
| 30 | 2.9% | 2.84%~3.21% | 2.87% | — | 2.88% |

※ AXA、Avivaはイールドカーブ、Allianzは連続複利、GeneraliはVFA以外、「—」は非開示

3—FRCによるテーマ別レビューの概要

こうしたIFRS第17号に関する開示内容等に関して、英国のFRC（財務報告審議会）は、2023年11月15日に、英国の10社の中間財務諸表を検討して、「IFRS第17号の会社の初期適用に関するテーマ別レビュー」を公表しているため、ここではその概要について、このレビューのエグゼクティブ・サマリー等に基づいて報告する。

1 | 全体概要及びこのテーマ別レビューの位置付け

この報告書は、主に保険会社の作成者及び監査人向けに作成されており、これらの企業が、今後のより広範な年末開示の完全性を検討する際の、より良い慣行の例を提供することを目的としている。

FRCは、全体としてはサンプル企業⁴の中間決算におけるIFRS第17号の開示の質に満足しているが、改善すべき点を特定して、推奨事項、特に以下の2 | で挙げる主な所見を慎重に検討することにより、サンプルのほぼ全ての企業が報告書を改善できると確信している、と述べている。

また、「経営陣は、FRCの知見に照らして中間開示を見直し、適切な場合には、通期決算のためにこれらを強化すべきである。開示は、IFRS第17号が財務諸表にどの程度の影響を与えたかを利用者が完全に理解できるように、十分な粒度を有するものでなければならない。」と述べている。

FRCは、GPCC（グローバル公共政策委員会）⁵による主要な判断や会計方針の選択に関するガイダンスを初めとして、IFRS第17号の適用方法に関する大量の技術的ガイダンスが既に存在していることを認識している。この報告書は、これらの詳細な技術的ガイダンスに追加することを目指すもので

⁴ サンプルとして選択された10社は、主に上場生命保険会社及び損害保険会社であったが、特殊保険、再保険及びバンカシュランスも含まれている。また、FRCのサンプルには含まれていないが、テーマ別レビューでは、IFRS17号の重要な影響が開示された非保険グループによる開示も検討している。

⁵ GPCCは6つの世界最大の学際的な会計ネットワーク（BDO、Deloitte、EY、Grant Thornton、KPMG、PwC）のシニアパートナーの集まりで、世界の会計専門家が直面する公共政策の問題に焦点を当てている。

はなく、財務諸表のデスクトップレビューの観点から、財務報告の全体的な品質と読みやすさを向上させることを目的としている、と述べている。

さらに、FRC は、IFRS 第 17 号に基づく最初の年次財務諸表についての同様のテーマ別レビューで、このテーマ別報告書をフォローアップする予定としている。FRC は、保険会社が、2023 年の年次報告書において、FRC の勧告の全てを実施することは不可能であることを認識しているが、より良い慣行が出現するにつれて、IFRS 第 17 号に基づく財務報告を引き続き進展させ、改善させることを期待している、と述べている。

2 | 主な所見の概要

主な所見として、以下の項目が挙げられている。

1. 企業は、複雑な分野や主観的な分野に関して、質の高い開示を提供すべきである。

- ・IFRS 第 17 号では、保険契約の会計処理に一貫性と比較可能性が導入されているが、特に移行方法の選択、リスク調整の決定、割引率の決定等、基準が規範的でない分野では、開示の質にばらつきがあることがわかった。企業は、**保険契約がどのように測定され、財務諸表に表示されているかを**利用者が理解できるように、十分に細分化された定量的及び定性的な開示の両方を提供することを検討する必要がある。
- ・適切な集約又は細分化のレベルを決定する際には、企業はどちらが最も有用な情報開示を提供するかを検討すべきである。

2. 会計方針は企業固有のものであるべきである。

- ・IFRS 第 17 号に基づく各測定モデルの主要な要素（CSM（契約上のサービスマージン）、リスク調整、再保険等）の会計方針を開示していることは喜ばしいことだが、殆どの企業が定型的な表現を使用していることがわかった。
- ・会計方針は、会社とその事業に固有のものであることを期待している。方針は、**利用者が重要な事業部門ごとに会社が採用しているアプローチを理解し、会計方針の選択について明確かつ一貫性のある説明を提供できるように、十分に細分化されている必要がある。**

3. 重要な判断及び見積りの開示は十分に詳細であるべきである。

- ・企業は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」で特定された重要な判断及び見積りの不確実性の主要な原因と、IFRS 第 17 号の適用におけるその他の判断及び見積りとを明確に区別すべきである。
- ・開示は、企業固有のものであり、経営者が下した特定の判断の詳細を提供すべきである。
- ・推定の不確実性の重要な原因が存在する場合、企業は、重要な推定の基礎となる仮定を定量化し、意味のある感応度及び／又は合理的に可能な結果の範囲を提供することを期待する。

4. 企業は、採用された移行アプローチを説明する必要がある。

- ・移行アプローチの選択が移行日の CSM の規模に影響を与えることを考慮すると、IFRS 第 17 号への移行の影響を明確に説明することを期待する。ビジネスにとって重要な場合、開示には、移行日の保険契約を測定するために使用された方法と前提の詳細を含め、移行方法による CSM と収益の調整を含む定量的な情報を提供する必要がある。

3 | テーマ別レビューの内容

具体的には、テーマ別レビューにおいて、①移行開示、②会計方針、判断及び見積り、③将来キャッシュ・フロー及びCSMの見積り、④割引率、⑤リスク調整、⑥測定モデル、⑦APM（代替パフォーマンスメジャー）、⑧IFRS第9号、⑨その他の考慮事項、⑩損害保険会社、といったテーマ毎に、具体的な分析結果やそれに基づく推奨事項を述べている、さらには、ベターな開示例や具体的な会社の開示内容についても示している。

FRCは、会社に期待していることについて、各テーマ別に述べているが、最後にあらためて、会社に期待すべき事項をまとめている。

4—まとめ

以上、今回のレポートでは、欧州大手保険グループ5社（AXA、Allianz、Generali、Aviva、Zurich）の2023年上半期報告におけるIFRS第17号の開示情報の中から、関係者の関心が高いと思われる、割引率やリスク調整等の項目の記述内容について報告してきた。併せて、これに関連して、英国のFRC（財務報告審議会）が、2023年11月15日に公表した「IFRS第17号の会社の初期適用に関するテーマ別レビュー」の概要について報告してきた。

IFRS第17号が、その目指している透明性、比較可能性の向上を通じて、投資家等の外部の利用者が意思決定を行うための基礎として使用するに足る十分な信頼性を確保していくためには、保険会社サイドからの、財務諸表の利用者に対する、適切でわかりやすい情報提供が求められる。その意味で今回、FRCが英国の保険会社10社の2023年の上半期の開示状況を比較して、分析を行い、開示の改善等に向けた各種の推奨を行っていることは、大きな意義があることになる。

欧州大手保険グループ5社の2023年の上半期の開示状況をみると、これらの会社は一般的に（中小規模の保険会社に比べて）情報提供体制が充実しているものと考えられ、かなりのページ数を割いて、IFRS第17号の適用方針や考え方の説明を行っている。ただし、それでも各社の事業内容の差異等の要因もあり、開示情報の内容やレベルは、項目等によってかなり異なるものとなっている。

こうした開示情報に対する投資家等の利害関係者の反応については、現時点ではいまだ十分に明確にはなっていないようだが、これは中間期の発表ということが関係しているものと思われる。今後、来年の2月以降に年次決算の発表が行われ、そこでの（中間期に比べて、より充実すると想定される）開示状況を踏まえて、各種の意見表明等が行われてくるものと想定される。一方で、投資家等の財務諸表の利用者が、保険会社によって公表された情報をどのように解釈・分析・評価して、その結果を判断していくのかも注目されるようになってくる。

こうした規制当局や投資家等の利害関係者からのフィードバック等を通じて、透明性、比較可能性の高い、有用な開示情報のモデル等が構築されていくことになる。

新しい会計基準の評価・定着には、基準の実際の適用に伴う解釈や各社間の取扱いの整合性等の各種課題への対応も含めて、一定の時間が必要となってくることが想定される。20年以上の議論を経たうえでようやく結実した基準であることから、これをベースに必要な応じた改善も図りつつ、着実によりよい基準となっていくことが期待される。

IFRS 第 17 号の適用に関する EU や英国の規制団体等の動き、さらにはそれらを受けての保険会社の対応等の動向は、関係者の関心の高い事項であることから、今後ともその動向を引き続き注視していくこととしたい。

以 上